

古史徵

自第四十段至
第五十六段

三上

| | | |
|-------|---|---|
| 庫文官政太 | | |
| 一 | 八 | 和 |
| 一 | 五 | 書 |
| 一 | 〇 | 門 |
| 三 | 九 | |
| 架 | 三 | 類 |
| 函 | 一 | |
| 冊 | 號 | |

| | | |
|------|---|---|
| 庫文閣內 | | |
| 一 | 八 | 和 |
| 一 | 五 | 書 |
| 一 | 〇 | |
| 三 | 九 | |
| 架 | 三 | 類 |
| 函 | 一 | |
| 冊 | 號 | |

| | | |
|------|-------|------|
| 內閣文庫 | | |
| 番號 | 和 | 8501 |
| 冊數 | 11(8) | |
| 函號 | 143 | 431 |



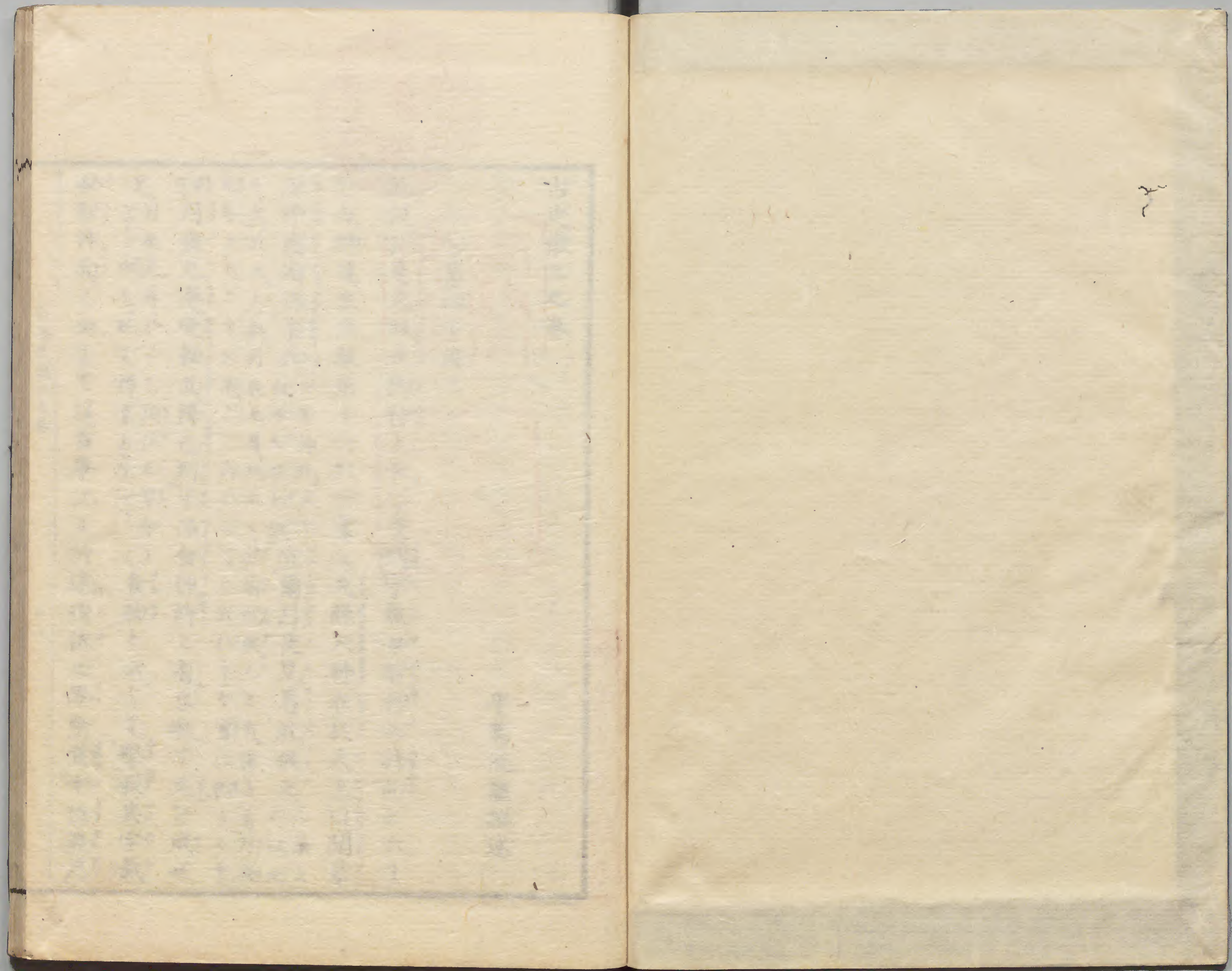
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



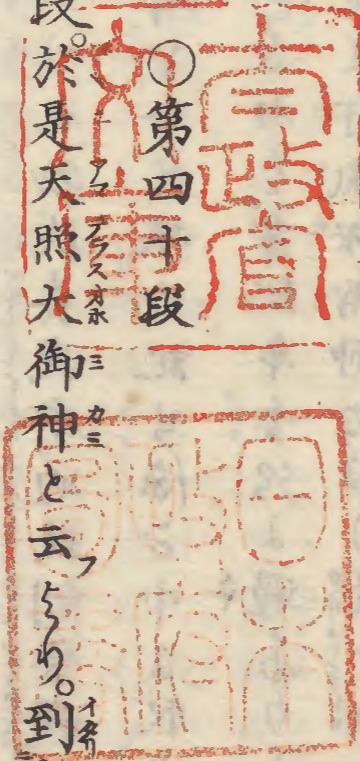
© Kodak, 2007 TM: Kodak







古史徵三之卷



此段。於是天照大神御神と云々。到宇氣母智神之許而と云々

でわ。神達生坐、段第十一以一書。天照大神在於天上曰。聞葦

原中國有保食神。保食神。此云。宇氣母智神。宜爾月夜見尊就候之。山蔭

見尊と云々。此在天上。勅月夜見尊曰。云々。宜爾就候之。有。此。文

り。月夜見尊受勅而降。已。到于保食神許と有字取て文を成せ

る。月夜見尊。由。既。辨。須佐之男命。○食物と云々。擊殺其宇氣

母智神而と云。古事記。於速須佐之男命。負千位置戸。

○古史徵三之卷

一

平篤胤謹撰述

明治九年購求

亦云々夜良比岐とある聯ふ。又食物乞大氣都比賣神。爾大氣
都比賣。自鼻口及尻種々味物取出而種々作具而進時。速須佐
之男命。立伺其態。為穢汚而奉進。乃殺其大宜都比賣神とあり。
上より引る一書に連ふ。保食神乃廻首嚮國則自口出飯。又嚮海
則鱸廣鱧狹亦自口出。又嚮山則毛鹿毛柔亦自口出。夫品物悉
備貯之百杔而饗之。是時月夜見尊忿然作色曰。穢矣鄙矣寧可
以口吐之物。敢養我乎。迺拔劍擊殺。元々集とも又哉とあり。
と有と合せ採て記せぬ中より取出る種々此事。古事記と
採る由を。書紀を委ねる過ありと所思ゆを明り。大氣都比賣神
やがて宇氣母智神なる。○後命而と云より以下は。右に一書
由も。既に辨るありた。

小。然後後命具言其事時。天照太神怒甚之。曰汝是惡神不須相
見乃與月夜見尊一日一夜隔離而住。と有と採て文を成せし。
山蔭。此文を論ひて一日一夜いづ。日神と月神とを常と
も一所に居住給はざる物名や。あを三大考を論ずる説をい
る。古史傳に註せざるを見る。○はる此段の事。古事記に須
佐之男命。天原を逐はして後より有と此を擧るとも。疑ふ人も
有はれど。此は古事記の文意を熟解るとも。其疑の暗く
め。はるは彼記に。須佐之男命天津罪比御荒比有て。大御神
天石屋に幽居あり。そ茂謀を出一奉る後より。須佐之男命に
後具を負せ。さて神夜良比夜良比岐。又食物乞大氣都比賣神。
爾云々と記連る。これ又字を。前件云々此惡事を為給

る事實をうけり。又、うゝる惡事も有り。と云ふ。新語を
出と詠又、字なり。故、これ件の終。是神産巢日御祖命。令取茲
成種。故所避追而降。追をれ給する事。此小再云。買るも此
なり。記傳よ。おの故所避。而の文、義を解て。此語必上の神
なり。故、良比夜。速、須佐之男命者。と云。あや有。一。然、ら。は。産
巢日神。此、追、と給。ゆ。と。聞。ゆる。疑。は。く。み。む。は。始。乃
神の御事の此。上。と。出。と。多。る。疑。は。く。み。む。は。始。乃
又、字と思合。以、詠。と。云。て。疑。は。く。み。む。は。始。乃
古事記。文面。みて。は。後。竟。と。後。よ。あ。も。も。實。ハ。放
畔溝。埋。り。前。を。爲。ふ。も。す。る。態。なり。然。る。を。後。の。後。小。記。せ。侍
は。其。文。の。始。と。我。勝。云。而。於。勝。佐。備。離。天。照。大。御。神。之。營。田。之。阿
云。と。天津。罪。の。大。罪。と。り。出。と。侍。云。出。と。侍。文。此。運。ひ。手。足。爪。令

後而。神夜良比夜良比岐。おを記さでは。得有らぬ文の勢なる
故。よ。お。終。其。事。を。云。竟。て。又。と。文。を。改。め。て。大。宜。都。比。賣。神。字。殺
多。酒。へ。る。事。を。記。せ。侍。を。此。形。也。事。を。得。て。先。然。る。を。記。傳。よ。書
是。と。記。なり。漢。文。の。格。よ。て。は。の。系。を。記。し。先。然。る。を。記。傳。よ。書
紀。乃。一。書。小。霖。あ。ま。て。宿。と。ひ。給。ふ。衆。神。宿。の。ゆ。で。甚。く。辛。苦
初。降。給。事。あり。此。お。も。又。字。の。上。に。然。る。類。の。事。有。ら。む。脱
と。なる。詠。と。縣。居。大。人。の。云。は。信。よ。然。る。詠。と。あ。は。阿
礼。の。空。に。誦。し。時。に。既。く。脱。し。け。る。必。所。逐。と。侍。ひ。て。後。の。事。
此。上。に。別。に。有。ら。で。多。又。と。云。侍。こと。の。小。ぞ。や。聞。ゆ。も。始
と。今。本。此。如。あ。は。又。字。を。故。な。ど。有。べ。所。ぞ。と。い。ひ。は

と殺大宜都比賣神とある下ぬ。既小解除あるおひしうど。なほ悪御心の清ありてぬある法し。など云れぬと委しう。然るを此時乃解除を。寔は解除の起原あり。やぶやあき神等の千ぢ心を用ひて。これ給する解除なるを。いので清おの終ぬあまの有らむ。あはの解除を為すまひて後は。いひまひ。その荒魂大禍津日神さ。第百有六段を見。功之神とな。あほ言を。放畔。溝埋。頻時。馬伏の大罪也。此事上にあくは通えぬ事なり。其は速須佐之男命。宇氣母智神を殺す。故に。稲種も馬も成す。稻種の成する故に。營田あり。營田あり。故に。頻時。馬伏の罪ハ有し。これ故。此事實を。天津罪の事以前。

舉ぐるなり。○第四十一段

此段故是後と云。死矣。前段に引る一書の聯下。是後天照大神復遣天熊人往看之。是時保食神實已死矣。有字採れ。其中天熊人とあるを。天熊之大人と作る。人齊之大人と云。大人と云。字ある例。此も之大人と有。故其所殺之と云。化爲牛馬矣と云。古事記。故所殺神於身生物者。於頭生蠶。於二目生稻種。於二耳生粟。於鼻生小豆。於陰生麥。於尻生大豆。とある。上云一書の連下。唯有其神之頂化爲牛馬。願上生粟。眉上生蠶。眼中生

稗。賤中生稻。陰生麥及大豆小豆。と有とを合せて文と成せり。
山蔭は化爲牛馬とある文を論ひて。爲守いの。次の例ども
の。ごとく。こも生。字ある。法。爲。あて。意も。あ。買。と。云
と。於。れ。ど。次。め。は。生。と。以。て。書。ま。し。う。る。よ。これ。の。化。爲。と。あ
る。由。あ。る。こ。も。な。り。其。を。古。史。傳。小。註。せ。る。と。見。る。法。し。其
中。は。桑。木。の。生。ま。る。事。ハ。神。達。生。坐。段。第。二。此。一。書。に。推。産。靈。此
神。頭。上。生。蠶。与。桑。臍。中。生。五。穀。と。ある。推。産。灵。神。を。宇。氣。母。智。神
此。御。祖。を。る。と。此。神。の。體。ハ。種。ノ。物。の。生。れ。る。と。云。ゆ。を。御。親。子
の。間。紛。々。傳。ね。る。こ。も。疑。な。し。蠶。ハ。桑。を。必。ふ。と。ひ。て。生。成。す
物。あ。る。故。よ。取。り。補。足。し。る。所。なり。○故。天。熊。之。大。人。と。云。り。以
下。は。右。の。一。書。の。於。き。よ。天。熊。人。悉。取。持。去。而。奉。進。之。于。時。天
照。大。神。喜。之。曰。是。物。者。則。顯。見。蒼。生。可。食。而。活。之。也。乃。以。粟。稗。麥

豆。爲。陸。田。種。子。以。稻。爲。水。田。種。子。又。因。定。天。邑。君。即。以。其。稻。種。始
殖。于。天。狹。田。及。長。田。其。秋。垂。穎。八。握。莫。莫。然。甚。快。也。又。口。裏。含。鹽。
便。得。抽。絲。自。此。始。有。養。蠶。之。道。焉。と。有。と。採。り。文。を。成。せ。り。其。中
ハ。甚。快。也。と。有。と。甚。快。實。矣。と。う。け。る。は。師。の。甚。快。也。と。訓。れ。し
る。み。依。も。し。あ。り。於。天。香。山。殖。桑。木。而。養。蠶。と。云。文。を。機。殿。儀。式
ニ。皇。大。神。御。坐。高。天。原。之。昔。云。く。殖。桑。葉。於。天。香。山。以。所。養。蠶。之
御。糸。云。く。と。有。と。思。ふ。天。香。山。ハ。始。め。て。桑。木。を。殖。て。養。蠶。し
る。こ。も。炳。し。故。此。を。採。り。補。足。す。機。殿。儀。式。ふ。る。き。書。目。ハ。見
ら。れ。此。を。神。名。秘。書。と。し。て。採。り。補。足。す。機。殿。儀。式。ふ。る。き。書。目。ハ。見
引。る。と。採。れ。る。な。り。は。て。は。維。織。之。業。と。云。文。は。神。祇。本。紀。ハ。も
此。傳。と。擧。げ。乃。起。維。織。之。業。者。也。と。有。と。依。も。し。此。を。書。紀。の。古
本。ハ。あ。り。く。有。し。

を採らるる
なる法。

○第四十二段

此段。於是と云、溝埋と云、おでは古事記、爾速須佐之男
命、白于天照大御神、我心清明、故我所生之子、得手弱女、因此言
者、自我勝云、而於勝佐備離、天照大御神之營田之阿、埋其溝、と
有と採れり。其中、元書、お、三乃一書共、御心明く坐、お、は、男
子を得、おと誓坐、して其誓の如く、男子を生坐、殊、第三の
一書、お、素盞鳴尊云、便化生男矣、則稱之、曰、ふ哉、吾勝、と、
有、有、る、故古事記、得手弱女、因此言者、自我勝云、而、と、お、る、

誤、ある、事、を、知、り、替、り、る、事、なり。第三十三段、
と云、文を補、る、由、を、下、云、を、見、て、知、法、。○樋、放、と、云、り。
串刺、矣、と、云、り、天、石、窟、段、云、書、。天、照、大、神、以、天、狭、田、長、田、
為、御、田、時、素、盞、鳴、尊、春、則、重、播、種、子、且、毀、其、畔、秋、則、放、天、班、駒、使、
伏、田、中、と、云、第、二、の、一、書、。素、盞、鳴、尊、春、則、填、渠、毀、畔、又、秋、穀、已、
成、則、亘、以、絡、繩、と、云、第、三、の、一、書、。春、則、云、。秋、則、挿、籜、伏、馬、
と、有、と、採、り、合、せ、て、事、實、を、漏、さ、る、文、を、成、せ、り。○亦、天、照、大、御、
神、と、云、り、と、容、之、而、と、云、り、古、事、記、。上、引、る、文、の、終、り、
き、亦、其、於、聞、者、大、嘗、之、殿、屎、麻、理、散、故、雖、然、為、天、照、大、御、神、者、
登、賀、米、受、而、告、云、。天、石、窟、段、第、二、の、一、書、。素、盞、鳴、尊、云、。雖、

然。日神恩親之意。不愠不恨。皆以平心容焉。及至日神當新嘗之時。素盞鳴尊則於新宮御席之下。陰自送糞。送糞此云。日神不知。徑坐席上。由是日神舉體不平。とあるを採り合せて文を成せ。山蔭。思親之意不愠不恨云々の文を論じて。此文古事記と照し見て。古語と漢文とのちひをも知法く。書紀の文を改めらるる事。甚しきことを曉る。陰。と云れども。此を然しも。言の重なり。煩ハ。新宮此上。其字など。あつは。然らば。素盞鳴尊の新宮此如く聞えて。おきく。由是の下。日神二字なく。あつは。ほしと云れ。信よさる。説あり。故。これ説よ。て文を成せり。○詔曰と云。り以下も。古事記よ。上より引る文の連。よ告如屎。醉而吐散。登許曾。我那勢之命。為如此。又離田之阿埋溝者。地矣。阿多良斯。登許曾。我那勢之命。為如此。登詔。雖直。猶其惡態不止。而

轉と。有と採り記せり。○第四十三段

此段。天照大御神と云。り。刺幽居矣。古事記よ。天照大御神。坐忌服屋。而令織神御衣之時。穿其服屋之頂。刺天班馬剥而所墮入時。天衣織女見驚。而於梭衝陰上而死。故於是天照大御神見畏。閉天石屋戸。而刺許母理坐也。と見え。天石窟段。正書に。見天照大神。方織神衣居。齊服殿。則刺天班駒。穿殿。覺而投納。是時天照大神驚動。以梭傷身。由此發愠。乃入于天石窟。閉磐戸。而幽居矣。と有と合せ考。穿て記せり。其中。大御神の御親書紀の傳。字採りて。天衣織女云々とある。古事記の傳。を採る由。天石上の御衣織る女は。うねる。を梯。幡。千。比賣。命。ある

べきこと古史傳に註る如くあれを死給ふ由なく此を
決めて下は奉ると一傳字再誤る傳字其中は於檢衡陰上と
云ふ多を倭迹く姫命の著もして陰と撞て覺く事と終
傳傳あるは古史思はれて信う事と神代紀なる傳ハ事
實より形ひて正しく聞ゆること古史
傳に註る如くあれを此方と採れそ
駒といひ古事記の逆剥天班馬剥而とあるを以天班馬生
剥之逆剥く而と記る事ハ神祇本紀の中も書紀正書と同一傳
を擧ぐるのみ生剥逆剥とあり。然在しあるは古本よ。古語拾遺
大被詞の中も生剥逆剥といひ古事記の冲良天皇段の中も生剥
逆剥とあり共此段の故事より起る事あれを此等
依て補寫す。ゆえ一傳云は天石窟段第一此一書を採りて
記せり。推日女命と云ふを、其を古史傳に註るを見よ。爾と云ふ

コニニオコリキ
又悉發矣中を。古事記に爾高天原皆暗葦原中國悉闇因此
テトコヨコ、ニヨツカミノオトナヒハサバハナスミトワキヨツクサセトクニオヨリキ
而常夜往於是萬神之聲者狹蠅那須皆滿萬妖悉發と有と採
て記せるの中も故庶事燎火而辨矣といふ文も古語拾遺を
採て補寫す。ゆえ一傳云は高天原皆闇葦原中國悉闇とあ
る哉。天原皆闇天下悉闇といける由は葦原中國といふ語も
天上より此國をいふ語なれを天の此傳語も然る言
る也。高天原と云ふ此國より天をいふ語あれをうけ合は天
此語ゆも天原と云ふ師説のごまく正しうする。故下
文ある天照大御神の御言に依て高を除きて天原と記し。天
石窟段第一此一書に於是天下恒闇とあるに依て葦原中國

を天下と云ふ。其を葦原中國と云ふ。此御國のみ暗ら
そし聞ゆるを。天下と云ふ。國土を指す。い
る。天、下、と云ふ。元は天より此國土を指す。い
る。古史傳に註するを見る。い。ち。萬神とあ
る。萬字を惡字に替ふ。萬妖とあるを。萬物之妖と
いけるを。須
佐之男命哭泣此処にも同文あり。其處を惡とあり。萬物
之妖とあるに依る。ち。元書に皆滿とあるを。滿字を替
ふ。満ハ誤字ある故。此は師説より改り。○はて第
三此一書に日神之田有三處焉。號曰天安田。天平田。天邑并田。
此皆良田處。雖經霖雨旱。無所損傷。其素盞鳴尊之田亦有三處。
號曰天楨田。天川依田。天口鏡田。此皆磽地。雨則流之。旱則焦之。

故素盞鳴尊如害妨田云々。とあるは。いみじき非傳なり。あ
の。素盞鳴尊の。これ御荒び也。然る如心ちど此御所為
非ざる。ち。其は古史傳に就て見る。い。

○第四十四段

此段故是以と云ふ。令思矣。ち。古事記に。是以八百萬神
於天安之河原神集。而高御產兼日神之子。思金神令思而
有を採る。愁迷而と云ふ。は。古語拾遺に。群神愁迷と有を採
て補ふ。計可禱奉方と云ふ。文。天石窟段。正書。計其可禱之方
とあるを採る。ち。元書に。唯思金神とあるを。八意思
兼神と記す事は。天神本紀に。扱る。ち。元書に。高御產

スビノカミノ子。思金神令思と有。高皇産灵神之命以而於八意
思兼神令思矣。と記る。あつて論あり。其ハも師説。此を誰
神の命とも称く。多々集る。故に都度比と訓る。下の例を以
て思ふ。此も高御産巢日神の命以て。と有。法きこと。然るも。
然らぬ。所由有る。さるる法。書紀の傳ども。皆同しき
中。あつて一書會八十萬神於天高市而問之とある。他神は
命あつて集る。せむ。家書はあつて。都度閉互と訓べし。都度比
あり。都度閉互と云。ツド。ハ。然るも。彼処も何神の命と云。こと
を切て用と云。なり。然るも。彼処も何神の命と云。こと
は見え。古語拾遺。高皇産灵神會八十萬神と云。中々
疑ハ。此は下例に依て。推當し書る。ある法。と云れ。

は然る説ゆ。此を自集へること疑ふ。思ふ。事實の上。神の
幽居し。いみ。ト。き。禍事の起る。あれ。ハ。百。萬。神。と。ち。
誰。集。る。後。ど。集。ひ。し。り。々。む。と。も。信。ま。あ。り。有。る。事。あ。ら。う。
し。け。あ。ら。う。已。自。集。ひ。し。る。上。あ。つ。て。其。上。首。し。る。神。を。産。灵。神。
と。堅。と。せ。これ。あ。つ。て。論。を。し。故。此。神。の。令。思。ふ。事。あり。然。る。と。元。
書。し。此。神。の。命。以。而。と。云。ハ。さ。る。る。事。記。洩。し。し。る。法。と。言。を。
は。下。文。に。召。天。兒。屋。命。布。刀。玉。命。而。云。く。令。占。合。麻。迦。那。波。と。わ。
る。を。思。ふ。法。し。此。時。に。二。神。も。集。ひ。坐。り。む。こ。と。を。論。を。し。と。
殊。に。召。て。令。ふ。由。り。る。神。ハ。産。灵。神。小。坐。さ。ら。り。や。第。百。六。段。
事。記。の。文。に。高。御。産。巢。日。神。天。照。大。御。神。之。命。と。云。く。思。ふ。事。定。め。し。
命。以。而。と。云。文。を。補。り。る。法。し。け。ま。思。兼。神。を。高。御。産。巢。日。

神之子とある傳を採ざる由也。第六十段は徴一云を見て知
し。○此神と云より白矣也。天石窟段第一の一書。思
兼神者有思慮之智。乃思而白曰。宜圖造彼神之象而奉招禱也。
と有を採て文を成せるが中。深慮而と云ころ。同段正書
の思兼神深謀遠慮とある深慮字を採り。為云く之謀而
は。下に設備する事どもを總する少て。其を思兼神の思慮と
し出するとは。お然古語拾遺。思兼神議曰。宜令太玉命率
諸部神云く相與歌舞。於是後思兼神議云くと記して。上の云
云と切する。下有る謀事を記し。神代紀正書も。思兼
神深謀遠慮遂聚常世之長鳴鳥云く。竟逐降焉とあり。此云

云と切する。下有る謀事を記し。古事記も。思兼神令
思而云く。と有てら。云くは。謀事を皆記せし。故記傳も。令
宇受賣命云く。あまの種は。然るを元書に宜圖造彼神之
象而奉招禱也とのと云。ゆを鏡を作する事を專と語れる傳
なををなかり。故これ元書は。されど然の少く。鏡を造れ
る事の。此神の謀ゆ。餘更ハ。それ思慮を非ざるが。以下
聞ゆる故に。今加ふる文なり。○故是天思兼神と云より。以下
也。天神本紀に採り。さる天思兼神と申せること。神代本
紀に見え。天八意命とも申せる。あまは。神祇本源なる見え
あり。

○第四十五段

此段於是後思兼神之議而也。古語拾遺を採り。○取天安河之河上之天堅石と云り。令作鏡也。古史記を採れる。如也。日像之鏡と書ること。古語拾遺に依り。○全剥と云り。以下は。前段に引く一書。思兼神者有思慮之智。乃思而白曰。宜圖造彼神之象。而奉招禱也。故即以石凝燒為治工。採天香山之金。以作日矛。又全剥真名鹿之皮。以作天羽翰。用此奉造之神。是即紀伊國所坐日前神也。とある。全剥より以下此文と。古語拾遺に於是後思兼神議。令石凝燒神鑄日像之鏡。初度所鑄少不合意。是紀伊國次度所鑄其狀美麗。と有る。初度

と云り。以下此文と。考算合せて文を成せる。中其初度に造れる鏡を二面とし。その目前國懸大神也と記せる。由を。古史傳に委く註す。拾遺に多し。不合意とあるを。不谷諸神之意と記すること。本の如くあり。と見て。石凝燒命の意は合ハぬ由ときこゆる故。北畠親房卿の二十一社記。社本縁御鎮坐傳記あり。依り。諸神之と云文を補算す。あつて拾遺に。次度所鑄其狀美麗との有。次度所造之八咫鏡者。亦云。其狀美麗矣と記すること。次度は造る。ハ。伊勢大御神の御めて。此を八咫鏡と申すと論あり。あつて唯は所鑄との記す。慥あり。然らば此を真經津鏡とも申せ

るころ也。神代紀、正書よ。八咫鏡ヤタカミと見ゆ。ちと拾遺よ。所鑄
とわぬ鑄字を用ひぬ。古事記小よりして。所造とつける由も。古
史傳よ云。○はく上よ引る。天石窟段第一此一書よ。日矛と
云。こやれ有よ於て。早く弘仁私記の項より。種くさやがし
き説どもの聞ゆを委曲小此よ辨ふべし。其ハオバ師の論
よ。日神の御象を造奉るとして。日矛を作るとして。何れとぞや。
聞えぬことなり。又云。奉造之神是云くも聞えぬ文あり。も
一。日矛られ日神の御象あり。奉造之神は何神とせむ。を
一。又。奉造之神られ日神の御象あり。日矛ハ何の象ぞ。上よ
宜圖造彼神之象とわぬを必とれ日神の御象を作奉る事と

こそ云。べきに。二。此物を造ることやと云。あつ。いづもその御
象とも分り。いと紛ハ。ききといふ。どや。こ。に横井十
秋云。日矛とわぬ字を象を誤る。ゆる。文の次第も採
天香山之金。又全剥真名鹿之皮。以作天羽輪。用此作日象。是即
紀伊國云。とわぬを。と云。よ。ことに然なり。かくわ
る時を羽翰此事も。穩め。て聞ゆ。なり。鳥鹿云。う。お
然る。や。ある。と。ら。と。と。以下。の。然も。ども。紀伊國。の。日前宮。
論を信。う。し。を。下。は。辨。ふ。べ。し。然も。ども。紀伊國。の。日前宮。
現。日。前。大。神。國。懸。大。神。と。並。坐。し。て。國。懸。神。も。こ。れ。日。矛。は。坐
よ。し。な。し。む。鳥。鹿。云。う。記。傳。ハ。の。卷。よ。引。き。と。る。或。説。よ。以。日
あ。あ。よ。し。む。像。為。日。前。大。神。以。日。矛。為。國。懸。大。神。と。い。へ。る。説。の
き。び。る。評。なり。此。時。日。矛。と。日。象。の。御。鏡。と。二。造。奉。れ。る。事。ハ。

多しひ有はしきなり。篤胤云、こを上は奉る神代紀の趣を
まると決らるる。説あるとて、此時日神と日象の鏡と二造奉
る日前大神と國懸大神と並坐して國懸大神を此日神と坐
よしあれはとされ、これに依りて、國懸大神を此日神と坐
神をその御鏡と坐し、國懸大神を此日神と坐す。伊勢
大御神は御もあるに、これに依りて、日神と鏡二面をく、國
懸大神伊勢大御神日前大神と、然るを二造奉れること、此
神とこれ數うち合はるむ。然るを二造奉れること、此れ由をも
いふべし。奉造之神といふは、日神の御象なる由をもいふ
也。篤胤云、あを日神と鏡と二造奉れる由は、決りて、日神
を國懸大神と、御鏡を伊勢大御神とせしむること、上は、日神
とくは、上は、日神を國懸大神と、御鏡を日前大神とせ
らるる。此は、いふに、日神と鏡と、御鏡を伊勢大御神と
勢大神とせしむる。趣は、きこゆるを、いふに、御鏡を伊
記し、日神のありき故に、聞えらるる。これ、古傳書の趣

を、よく聞えらるること、あを有らむを、撰者の例に漢文の改め
ふて、かく聞えらるること、あれは、口訣に奉造之神の神字
を、いふ説なり。ま、或本は、これ神字の下は、象字あり、後人の
さ、あ、は、加、あ、る、は、い、は、こ、日、神、の、御、象、と、聞、ゆ
る、何、の、よ、し、と、聞、え、ら、る、と、い、は、れ、ら、る、實、は、心、得、ら、る、文
あるを、千秋の考、い、は、る、は、い、は、る、い、は、る、彼、傳、は、思
兼神云、思而白曰、宜圖造彼神之象而奉招禱也。故即云、以
作日神、といへる文意を、よく思ふは、思兼神の圖造彼神之
象而云、と議あり、へるを、う、け、る、故、即、以、石、凝、燒、為、治、工、云、
以、作、日、神、と、あ、れ、は、日、字、を、象、の、誤、寫、な、る、こ、ゆ、灼、然、
といひ、日神を造らむこと、故、即、と、う、あ、ほ、い、ら、る、互、は、文、
け、ら、る、よ、う、け、合、さ、る、を、よく思ふべし。

精鹿をわれど。古語拾遺の傳も。此傳と異らざる。其を思兼
神深思遠議曰宜云々令石凝姥神取天香山銅以鑄日像之鏡
云々於是從思兼神議令石凝姥神鑄日像之鏡初度所鑄少不
合意是紀伊國次度所鑄其狀美麗是伊勢大神也とある此文思兼
神云々議曰宜云々令云々鑄日像之鏡と神代紀ある思兼神
云々思而白曰宜圖造彼神之象乎當乎於是從思兼神議と神
代紀ある故即と意全同く令石凝姥神鑄日像之鏡と神代紀
ある以石凝姥為治云々以作日牙乎當乎此日牙を日象
の誤なる徵あると拾遺の文みよふ時ハ牙又の間み之鏡
も千秋の考に依はると文の次第を改むるをば非なりと
牙又の字を象字の画に關て割とる字は形もとく似とる

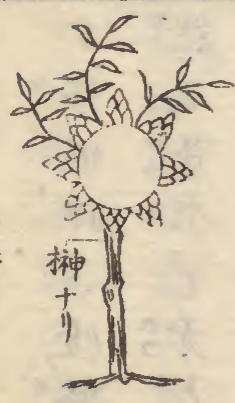
を象を牙又と誤るなりむ然とども釋紀に引る私記の中も
とい等と然もあるべくや種々此段の日牙を論へるあり見えしれを
此誤を来しと久しき事あり有なるよしをわ
其よりちゆき大同二年に記さるる古語拾遺はかく正し
き徴のある上私記の項に誤り心の法とこととあり
大に古語拾遺を書紀にあり事を再記せしむ余書と
を取らるるも書紀の文字遣は記しる書なるに日像之
鏡とあれど當時書紀の文をほろくど有る。又とく
は廣成宿禰のころも既日牙とありむとを誤なるこ
とを考定め改らるるあり。彼書は往くさる
意も見ゆれなり。

神代紀の中を象字を書き多るに像字より然る心あり改ら
作さるるも深き心をこめてなるへし。さし然る心あり改ら
まじらざるもあれ。予もそれより後をむとせざるなり。日
の物ありは日像之鏡と書改むべくもあらず。古語拾遺は比校小
しき證文にありを師を千秋の考をさるるあしと思われ故
もかほ諾ひ給はて。國懸大神と。これ日矛なりとりの説を信
らるるを思ひ漏れあるなり。あは丸説は國懸神をその
證あるも有されむ。此文の誤りありは依て却て彼大神を日
矛なりと云ふを疑ふべき事なりと云ふを實にさるるこ
とあり。或説は。釋紀は。天徳四年九月二十三日。夜乃。内裡焼
亡後。威所を奉納られし事を。村上天皇御記を引く。瓦上在
鏡一面。其徑八寸許。頭雖有小瑕。專無損。圓規并蒂等。云々。即云

伊勢大神一所云々長六寸許也。一所鏡云々紀伊國御神云々
とあり。小右記にも。此度の事を記す。恐所云々鏡三面。伊
勢大神紀伊國日前國懸云々。とあるとを引て。此三面の御鏡。
一面は伊勢大神御神に御坐し。其を除て二面の御鏡を。神代
紀なる日矛と鏡あり。篤胤云々神代紀は日矛とあるを。
日矛と鏡とをいふは。然るも日矛鏡。後。紀伊國名
草郡日前國懸二神の御正躰也。崇れ給ひし。御の摸圖は
御鏡なるは。日矛と云稱の義を。村上御記は伊勢大神
神の御靈鏡あり。徑八寸許とあり。紀伊國大神とあり。御鏡
あり。長六寸許とあるを對し思ふ。その長とあり。徑あり

非更。柄のほどを云ふゆえ。其を目と立をとり柄は長うりけむ故小。志ら見とめらる人の告げを。やうて記されらるる。なるべし。柄の六寸をうりてありしむ。然しも長さを云ふは。さう如くあれど。そは鏡面の小さく。柄の殊は目と立あるある。傍しされを日矛と名義を。日神に御像をわこよは。さげらる状もて云ふなるべしと云ふ。此考は就て予さるる思へるやう。此中村上御記。伊勢大御神の御を。徑八寸許とありて。紀伊國大神の御を。長六寸許とあるは心を著て。この長とあるは。徑小ハあり。柄はを云ふゆえ。矛といへる名は。ららうり負るありむ。とやうに云ふのをもいひ。いな

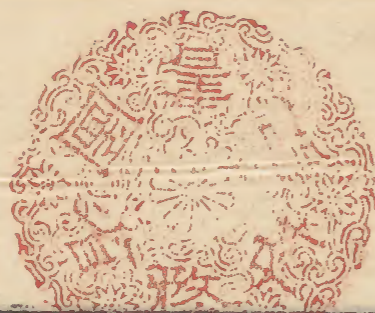
れど。そは柄ありむゆえ。柄長といふ直に長とちりみべく。は。もあ。り。字こそ。柄と長と。記の。共。は。の。こ。小。論。於。し。ら。る。柄。の。長。乃。六。寸。許。小。し。鏡。面。を。そ。れ。は。合。せ。て。ハ。目。と。立。む。う。り。小。し。と。あ。り。は。二。寸。許。若。く。は。三。寸。許。を。な。す。有。べ。し。と。初。度。は。鑄。ら。る。む。も。大。御。神。の。大。御。光。を。擬。て。作。ら。む。と。構。へ。る。御。鏡。の。志。ら。小。さ。る。べ。き。由。の。な。日。矛。鏡。と。い。ふ。稱。も。實。は。有。り。あ。ら。む。そ。は。寶。鏡。開。始。と。い。ふ。書。よ。と。は。書。作。者。の。名。を。記。さ。る。場。保。巳。一。の。群。所。謂。五。部。書。な。ど。と。引。て。鏡。の。圖。を。十。二。著。せ。し。一。も。古。は。日。鏡。の。圖。と。し。云。ふ。こ。と。も。大。う。は。信。が。さ。き。中。小。日。鏡。の。圖。と。し。



日矛鏡と云く。日矛又云くとある。日象の鏡といふ。鏡字を脱と

の矛とさせる也。蓋揮の杵とわことりぬは同く。うれ香山と
了振堀採は賢木乃こや於るはく思へるがわらうもき
然も賢木と矛と一々著る鏡を。日矛の鏡と云ふなりむよ
多。そは賢木は著るる。次度鑄まる八咫鏡あれむ。伊勢大御
神をよそ。日矛と稱し傳賢奉るべきよ。矛は著るる。紀伊國神
を。日矛と稱しおとを。いふとも解べき由れをり。形り。
殊は寶鏡開始ある右の圖ハ。日矛は矛のしをその著るる
柙のよとよ云ふ。あはれを。證をなす。右の圖ハ。右の圖ハ。異と
磐鏡圖といふ。花崎乃。柙のいは。連はる。右の圖ハ。異と
日矛鏡といひ。磐鏡といへる。直は。その鏡をい。賢木を形り。
○す。旧事紀は日矛を鏡の名と為て。令鑄造日矛。此鏡少不

合意云く。師説は此をのり。くひがことなり。圖造彼
神之象とあれを。矛のしを叶ハ。必鏡あり。むと思へる。う。
うは古語拾遺は。令鑄日像之鏡。初度所鑄。少不合意とあるを
引合せ。強て此日矛は當とる。偽説なり。然るを古來諸説を
於此。旧事紀を信して。鏡と定。るをいふ。や。そむく。鏡を
矛とをいふ。で。云。む。九。古。は。あること。な。き。もの。を。や。と
云。も。し。然らば。國懸神を。日矛と申傳。る。の。よ。と。云。に。
此も予既く思へる。一や。大國主神の。皇美麻命は。授奉る
は。る。平國の廣矛也。や。こと。形。を。御寶なるに。それ。御所在は
知られ給ふぬ。いともう。形。し。き。変。る。を。紀伊國は。坐。は。國
懸神を。日矛は。坐。は。と。申。由。な。を。國懸と申は。御名の。趣。何
と。の。や。平國の矛といふ。似。ら。ひ。て。聞。え。は。神代紀は。日
矛とある也。右は。云。く。如く。誤。な。れ。を。實は。日矛。て。ぬ。を。形。を。き



國懸神を日矛と申はる心得コト。此もコトもコトくコト。廣ヒロ矛ホコ比
 口クてコトふコトをコト省シてコトひコトかれコトまコト、小コト神代紀コトは日矛コトとい
 ふコトとコトれコトあるコトよコト合コトせコト。國懸神コトをコトれコト日矛コトどコトのコトいコトのコト出コト
 来キしコトあコトやコトなどコト。うコト終コトぐコト思コトひコトあコトけコトあコトしコトやコトどコト。夏目ナツメ癡チカ麻マ呂ロガコト記キ
 ぶコト。國懸神コト考コトとコトりコトのコト物モノをコト見コトもコト。そコトれコト云コトふコトやコト。國懸コト大神コトハコト矛コト
 坐マはコト違コトひコトなコトくコト。大己貴神オホナミヂノカミのコト經津主神ノヅツヌシノカミは寄ヨセてコト皇御孫命スメミマノミコ
 奉ホウ給キタマ。平國ヘラケのコト御矛ミホコなコトむコトと思コトえコトるコト。そコトれコト古語拾遺皇
 御孫命ミマノミコ御天降ミアマリのコト段タビ。天照大神アマテラスノカミ高皇產靈神タカミムスヒノカミ云コト。即スレバ以テ八咫鏡ヤマトノヨロイ
 及マタ草薙劍クサナギノツルギ二種神寶ニシツノカミ授サヅケ賜タマヒ皇孫ミマノミコ永トシ為ス天璽アメノシロ。所謂イハレ神璽カミノシロ。矛玉ホコタマ自ヨリ後ノチと
 見ミえてコト。此コト自ヨリ後ノチとコトあるコト矛ホコはコト。即チこノ上ノ文ノ。大己貴神オホナミヂノカミのコト國クニを

避カるコト。満ミツ貫ツふコト。こノ事コトをコト記シしてコト。於コト是ニ大己貴神オホナミヂノカミ云コト。仍カレ以テ平國ヘラケ矛ホコ代ト
 紀キ。小コト平國ヘラケ時トキ所トコロ授サヅケ二神ニカミ。經津主神ノヅツヌシノカミ武タケ曰イハレ。吾オレ以テ此コト矛ホコ卒ハシ有リ治チ
 功イサメ。天孫アメノミコ若ニシ用フ此コト矛ホコ治チ國クニ者ノ必カナラ當マ平安ヘイアンとコト宣イハへル。とコトあコトるコト矛ホコあコト。二
 神ニカミ。後命ノチノミコ給キタマへル時トキ。大己貴神オホナミヂノカミのコト託ツカサ給キタマへル。あコトふコトくコト。天神アメノカミは
 奉ホウられコト。御天降ミアマリの時トキ。依ヨサ給キタマひテ。鏡劍ヨシノリとコト共ニ。持降モチノリらコト
 給キタマへル。とコトれコト。こノ事コト。此コト平國ヘラケ矛ホコのコト。古事記コトコトとコト書キ
 紀キのコト一書ヒトツキどコトもコトあコト。曾カクてコト見ミえル。大國主神オホクニヌシノカミは讓ユツらコトあコト。あコトとコトをコト
 其コト本ホン文モンのコト。あコトとコトもコト。其コト本ホン書ショ御天降ミアマリのコト段タビ。鏡劍ヨシノリをコト
 依ヨサ給キタマへル。こノ事コト。然シカもコト。こノ事コト。御矛ミホコをコト。上ノ引ヒキこノ古語コトコト
 記キ。然シカもコト。こノ事コト。御矛ミホコをコト。上ノ引ヒキこノ古語コトコト

拾遺（おとぎづき）書紀（しよき）御天（みかみ）。彼神（かみ）授給（さづか）へる時の御言（みこと）を思ふ。此（こゝ）降段（くだり）の本書（ほんしよ）。國土（くに）小降（こくだり）を給（たま）むゆめ。必天璽（かなたのたま）と共に持降（もぢくだり）を給（たま）むゆめ。えりるゆ（ゆ）とき御寶（みたま）なり。牙（は）玉（たま）自（みづか）後（のち）とある文（ふみ）の上（かみ）に此（こゝ）大己貴（おほなづみ）神（かみ）の（と）其（その）牙（は）也（なり）。ゆ（ゆ）尊（たう）を御牙（みは）なれども。既（い）くも此（こゝ）所在（そこ）を失（うし）へると見え。叙紀（じよき）に引（ひ）く私記（しよき）も。廣牙（ひろは）雖（い）為（な）三種（さんしゆ）寶物（たからもの）之外（そのほか）。此（こゝ）牙（は）有（あ）治國（ちこく）之名（な）。奉獻（ほうけん）天孫（あまのむすこ）之後（のち）乘歌（のりうた）所在（そこ）不詳（ふしやう）といへり。然（しか）るも今（いま）これ名（な）草宮（くさのみや）。日前（ひる）大神（おほなづみ）と並（なら）びて鎮坐（ちんざ）し。國懸（くにがへ）大神（おほなづみ）あり。といへり。平國（へいこく）牙（は）も。用（もち）此（こゝ）牙（は）治國（ちこく）者（もの）必當（かならず）平安（へいあん）など見え。國（くに）の事（こと）に與（ま）り。牙（は）あり。國懸（くにがへ）と申（まを）し。御名（みかみ）も。扱（あ）り。覺（おぼ）ゆると。ま。日前（ひる）大神（おほなづみ）と等（ひとし）く齋奉（いひま）ると思（おも）ふ。此（こゝ）大神（おほなづみ）おがらげ

の御牙（みは）あり。ゆ（ゆ）づく心（こゝろ）ゆきて考（か）ふる。皇御孫（すめみま）命（のみこと）は御天（みかみ）降坐（くだりま）あり。ゆめ。崇神（たうじん）天皇（てんかう）の御代（みよ）あり。三種（さんしゆ）御璽（みせ）と共に。大御（おほなづみ）許（もと）不（ふ）坐（ま）り。天照（あまてらす）大神（おほなづみ）を倭姫命（やひめのみこと）の戴奉（いたま）り。鎮坐（ちんざ）をべき地（ち）を求（もと）あり。給（たま）へるほど。志（こゝろ）ゆき。名草宮（なぐさのみや）に坐（ま）り。大御（おほなづみ）神（かみ）宮（みや）坐（ま）り。大同元年（たうどうげん）。大神（おほなづみ）宮（みや）本記（ほんき）。御間（みま）城（しろ）彦（ひこ）五（い）十（じゆ）瓊（しゆ）殖（しゆ）天皇（てんかう）。于（こゝ）時（とき）天照（あまてらす）大神（おほなづみ）云（い）く。奉戴（ほうたい）云（い）く。木（き）國（くに）奈（な）久（く）佐（さ）濱（は）宮（みや）積（つ）三（さん）年（ねん）。齊（せい）奉（ほう）云（い）く。とあり。叙紀（じよき）に見（み）草薙（くさなぎ）劍（けん）と同（おな）く。附添（つひ）給（たま）へり。え。倭姫（やひめ）世（よ）記（き）も。あり。見（み）え。ゆり。草薙（くさなぎ）劍（けん）と同（おな）く。附添（つひ）給（たま）へり。む。大御（おほなづみ）神（かみ）と草薙（くさなぎ）劍（けん）と。伊勢國（いせのくに）に遷坐（うつりま）し。日前（ひる）大神（おほなづみ）と此（こゝ）御（み）牙（は）は。留坐（とどま）り。兩大神（たうおほなづみ）同地（おな）に齋（い）を給（たま）ふ。あやと推量（おし）られ。大己（おほなづみ）貴神（たうじん）の御魂（みたま）は。はれる。牙（は）に坐（ま）せ。紀伊國（きののくに）に坐（ま）す。む。こと。も。由縁（ゆゑん）あり。げ。思（おも）はる。れ。を。給（たま）ふ。神世（かみよ）も。同國（おな）のごとき。故（ゆゑ）あり。

るこや師の云れとるが如くまこと名草武甕槌神の平國
郡大屋毘古神坐り。さきも由ありげなり。武甕槌神の平國
の劔石上小坐。さきも記せる如く。此矛の鎮坐は宮地也。古
書を必記さるべき更あるに。拾遺也。天降し給へる事のと
を記し。鎮座の地を記されば。さきもさきも。洩るるなり。む。
あさもしくは。此御矛ハ。大御神は後ひ給ひとる。自は名草
宮に留坐とる故。殊更に記されば。さきもさきも有べし。と云るに。
予年。さきも。これ平國の御矛乃御所在也。知られ給はぬこと。を。
慨と思へるに。同ト心よ。如此をさきも居る人の有るる。能
も辨へるる。うねと。さきも信ひきき。其頃靈能真柱。彼御矛
を授給へることを。記し。やどありし。即ち説をさきも記

し。さきも。の御矛を。のよ紀伊國に鎮坐して。國懸神と申は。即こ
の御矛にかも坐す。さきも。此を夏目甕丸いとなく。と記し。
さきも。さきも。荒魂のさきも。さきも。さきも。其後。大
倭神社注進状。繁と。仁安二年二月。彼御社の祝部。大倭直藏
天皇の御世。此社。は。仕奉らせ玉へる。といふ書を見。さきも。
大倭直。祖。長尾市宿禰の裔と聞え。さきも。といふ書を見。さきも。
彼御矛は御所在の地。は。記し。され。さきも。さきも。崇神天皇
さきも。の徴。さきも。さきも。上。に。い。へ。さきも。神代紀なる日矛を。日象と
さきも。古書。日矛といへる言。は。例。さきも。新羅國より渡来し。
天日矛といひ。さきも。人の。さきも。此。も。天日と作る。さきも。借字。小
さきも。名。の。義。を。古語拾遺。海檜槍と作れ。さきも。義。さきも。諸書。日矛。さきも。

天、日槍をど作る。古語拾遺の、右にどつく作れぬを、
海槍の神代紀を、日矛の如く、此作れぬ、
時の人比、その如く、弘仁、私記、
槍槍持てわづり来し。何ぞ槍槍よ由りて、
たゞむと見れむ妨なし。かく考定め、
を採るる形も。註るを見せし。

○第四十六段

此段を、諸古書を合せ考定て記せるの中、
香山命同神なる由は、神宮雜例集に引る神宮記、
天香山命と見しを心得るる下、
香山命同神なる由は、神宮雜例集に引る神宮記、
天香山命と見しを心得るる下、

く明むるとき疑なるる法し。火明命、
由ち、神代紀に鏡作遠祖天抜戸兒石凝戸邊とあり、
香山命同神なる上、抜戸神火明命同神あることも論か、
録よ依て記せし。委くハ、古史傳に

○第四十七段

此段も、全古語拾遺を採り記せるの中、
命の亦名どもれ事ハ、第三十九段の傳に註るを見る法し。

○第四十八段

此段古語拾遺。令長白羽神伊勢國種麻以為青和幣。令天日鷲神以津咋見神穀木種殖之以作白和幣。是木綿也。已上二令天羽槌雄神倭文遠織文布。令天棚機姬神織神衣。所謂和衣云々。神宮雜例集記せり。少神部神服連公俊正。大神部神服連公道尚等。嘉應二年解状。於神御衣勤者掛畏天照坐皇大神御坐天原之時。以神部等遠祖天御杵命為司。以八千々姫為織女奉織云々。と見々。と。諸古書と合せ考りて記せり。は古史傳に註せり。○此元書ゆ。長白羽神を先。日鷲神を後と見て辨ふべし。○天日鷲命云々。科長白羽神云々と記ること。後記傳八卷。拾遺の此文を論ひて。青和幣とを長白羽。白和

幣とを天日鷲と。二神に分て云々。末に神武天皇御代事を云々所ゆ。天日鷲命之孫造木綿及麻并織布。仍令天富命率日鷲命之孫求肥饒地遣阿波國殖穀麻種其裔今在彼國。當大嘗之年貢木綿麻布及種々物。所以郡名為麻殖之縁也云々。といひ。式又阿波國麻殖郡忌部神社。或号麻殖神。或号天日鷲神とある。青和幣と。共日鷲命の掌て作し。こを知らぬ。されを以津咋見神云々と云々。如く。麻をも以長白羽神。同トく天日鷲命の掌て作らせし。なるべし。其證をなほ云々。書紀神代上。下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿といひ。神代下。天日鷲神為作木綿者。と云々。古事記か

と彼是と合せて思ふ。白和幣のとおもあつて。必青和幣も具
ふべし。れを。こもあつて二種共小。天日鷲命の作れる證とも
は。と云れ。こも依る。おほ考あるに。以津咋見神と云へる
も。長白羽神の亦、名あり。つむと。紛ひ。こもあつて。と
ひ。ち。こも。こ。故。亦。名。あり。疑。こも。以津咋見神と
云へる。文。取。る。形。り。こも。後。人。こも。考。こも。時。書。加。へ
と。○。は。て。文。布。の。下。に。所謂。荒。衣。是。也。と。記。せ。る。も。下。文。神。衣。の
下。小。元。書。小。り。て。所謂。和。衣。是。也。と。記。せ。る。に。對。する。形。り。
は。て。大。御。神。は。奉。る。荒。衣。や。う。て。文。布。か。る。由。を。伯。家。部。類。に。記
され。る。大。嘗。會。御。祝。文。に。青。筋。乃。文。布。乃。荒。妙。と。見。え。て。下。に

青筋文布云々。大神宮荒妙同之と有もて著く。此とあつて敷和
衣とも云。由を。神祇式に。荒妙衣者。麻績氏織作と見え。同
物と。神祇令。義解に。麻績連等織敷和衣と。ひ。此とあつて。宇都
波多とも云。由を。同集解に。敷和者。宇都波多也。と有もて。灼け
を。形。り。○。是。神。衣。祭。之。縁。也。は。令。義。解。延。喜。式。上。に。引。る。嘉。應
二年。解。状。な。ど。に。扱。て。記。せ。り。こも。古。史。傳。に。註。せ。る。を。見。法。し。

○第四十九段

此段多。古事記。書紀。そ。餘。五。國。史。古。語。拾。遺。姓。氏。錄。度。會。系。圖。
豐。受。大。神。宮。祢。宜。補。任。次。第。大。神。宮。例。文。神。宮。雜。例。集。機。殿。儀。式。
神。名。式。倭。姬。命。世。記。神。祇。伯。仲。資。王。記。常。陸。國。風。土。記。こ。の。餘。古

書をも考案合せて記せり。其は古史傳に注せるを見ゆ。

○第五十段

此段も古語拾遺に。令手置帆負彦狹知二神以天御量大御命也。名伐大峽小峽之材而造瑞殿古語美豆能兼作御笠及矛盾と有を採て文を成せるが中。以齋斧而以齋鉏立齋柱を云文も同書に神武天皇此御世の事を記せる所。天富命命之率手置帆負彦狹知二神之孫以齋斧齋鉏始採山材構立正殿凡奉造神殿者皆須依神代之職齋部官太玉命の齋人をして率御木鹿香二郷齋部神の齋は手置帆負彦狹知二伐以齋斧掘以齋鉏云々と見え大慶祭詞に天津御量以立云皇御

孫之命乃御殿乎。今奥山乃大峽小峽尔立留木乎。齋部能齋斧乎以伐操立云。齋鉏以齋柱立立云。かど見えと依を合せ考ふる。御殿作の故實ハ。神代に起るを。天津御量此あまのく。齋斧もて材を伐る。齋鉏もて掘て。齋柱に立あること灼。故これに依て。上件の文どもを補する。○此は故是と云々以下を。書紀其餘の國史古語拾遺。姓氏録。延喜式その外古書等を考て記せるを。其説いと長し。古史傳に就て見ゆ。

○第五十一段

此段爾と云々。御統之珠と云々。古事記。神代紀。古語拾遺に見えて紛れ。○科山雷神と云々。令取云々之八十五

串^{グシラキ}矣と云^フあり。天^{アマ}石^{イシ}窟^{クツ}段^{ダン}第二^ニの一^{ヒト}書^シは使^シ山^{ヤマ}雷^{ライ}者^{シヤ}採^テ五百^{イホ}箇^ツ
真^マ坂^{サカ}樹^キ八十^{ヤソ}玉^{タマ}籤^{シラ}野^ノ槌^チ者^{シヤ}採^テ五百^{イホ}箇^ツ野^ノ篤^ツ八十^{ヤソ}玉^{タマ}籤^{シラ}と有^ルと採^リ
文^{フミ}成^セせり。其^{コノ}中^ノ元^ツ書^シあり。五百^{イホ}箇^ツと有^ルと。五百^{イホ}枝^エと作^ル由^{カケ}
ち。五百^{イホ}箇^ツ真^マ坂^{サカ}樹^キと云^フこゝも。古^コ言^{コト}と聞^クれども。五百^{イホ}箇^ツ石^{イシ}村^{ムラ}
ちど云^フ類^ル等^ト一^{ヒト}く。五百^{イホ}株^{カブ}と云^フごと聞^クえり。紛^{マギ}ちりれり。
仲^{ナカ}哀^{アハレ}天^{アマ}皇^{ミコ}紀^キに。五百^{イホ}枝^エ賢^{サカ}木^キと有^ルに依^リて改^メり記^セり。五百^{イホ}箇^ツ野^ノ
篤^ツの箇^ツをも。枝^エと改^メりし。此^{コノ}例^{レイ}は倣^{ナラ}する所^ト也^{ナリ}。○故^{カレ}是^{コノ}と云^フ
りり己^ミ下^シり。古^コ事^{コト}記^キ書^シ紀^キ。古^コ語^{コト}拾^シ遺^イ。姓^{セイ}氏^シ録^{ロク}なりを合^アせ考^{カウ}へり
記^キせり。の中に。栲^{カク}幡^{ハン}千^チ比^ヒ賣^メ命^ノ之^ノ妹^{イモ}と云^フ。神^{カミ}名^ナ祕^ヒ書^シに
引^キる古^コ語^{コト}拾^シ遺^イ異^イ本^{ホン}に。櫛^シ明^{メイ}玉^{タマ}命^ノ高^{タカ}皇^{ミコ}産^{ウマ}灵^{レイ}神^{カミ}女^メ栲^{カク}幡^{ハン}千^チ比^ヒ賣^メ

命^{ミコト}之^ノ妹^{イモ}也^{ナリ}と有^ルに依^リて記^キせり。此^{コノ}神^{カミ}を。神^{カミ}代^{ダイ}紀^キに伊^イ弉^サ諾^{ダク}尊^ノ兒^コと
あり。誤^アり。古^コ史^シ傳^{デン}に委^イく註^{チュ}せり。と見^ミる。

○第五十二段

此^{コノ}段^{ダン}を。古^コ事^{コト}記^キに。召^メ天^{アマ}兒^コ屋^ヤ命^ノ布^フ刀^タ玉^{タマ}命^ノ而^{シテ}内^{ウチ}拔^{ヒキ}天^{アマ}香^カ山^{ヤマ}之^ノ真^マ男^ヲ
鹿^カ之^ノ肩^カ拔^{ヒキ}而^{シテ}取^リ天^{アマ}香^カ山^{ヤマ}之^ノ天^{アマ}波^ハ迦^カ而^{シテ}令^シ占^{ウラ}合^ア麻^マ迦^カ那^ナ波^ハ而^{シテ}有^ル
と本^{ホン}に採^ヒり。和^ワ語^ゴ童^{ドウ}蒙^{モウ}抄^{セウ}に。天^{アマ}照^{テウ}大^{ダイ}神^{カミ}。天^{アマ}石^{イシ}戸^トとら塞^フぎて。
天^{アマ}の石^{イシ}屋^ヤにこゝろぬまゝ。時^{トキ}に。思^{オモ}兼^{ケン}神^{カミ}深^シを。のり遠^{トホク}くをり
る。天^{アマ}香^カ来^{ライ}山^{ヤマ}の鹿^カを生^イか。捕^トりて。其^{ソノ}肩^カを拔^{ヒキ}て。鹿^カを放^チ
ちり。天^{アマ}香^カ山^{ヤマ}は。の木^キを根^ネこ。とら。其^{ソノ}骨^{ホネ}を焼^キて。
うれ大^{オホ}神^{カミ}のい。は。ま。ま。とら。御^ミうら。ま。は。う。ま。か

形ひて石戸をか開きいでゆき。彼思兼神ハ。今此卜部氏
遠祖也。と見え。其を考へ合せ。兒屋命。思兼命同神ある事
を知りて。文を成せり。なほ委く。此段の傳第六十段。第百三十
蒙抄。此傳を見古語拾遺と云ふ。誤あり。決りて。但一童
假名日本記の傳ある。由を首卷にい。此時
トを為し。これ設備し。謀変の大御神の御心は應ひて。
出御。否や。ト合せしむ。種々物に調ひて。後な
る。古事記の文に連さる。知られぬ。故ら。一奉て。
如此種々設備而。との文。天石窟段第二の一書。鏡幣玉
玉串。等を調へ。竟て後。凡此諸物皆來聚集時中臣遠祖天
兒屋命。則以神祝祝之と見え。古語拾遺も。上件種々物を造

する事を言竟て後。其物既備云々と云て。次段なる事實を
記し。古事記も。令ト合麻迦那波而云々と。次段の事實を記
せるに依りて記せり。○此者鹿之御卜之起也。と云文。今新
記せる文。其由古史傳小註を見。

○第五十三段

此段。天石窟段第三。一書。於是天兒屋命。掘天香山之真
坂木而。上枝懸以鏡作遠祖天抜戸兒石凝戸邊所作八咫鏡中
枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉。下枝
懸以栗國忌部遠祖天日鷲所作木綿。乃使忌部首遠祖太玉命
執取而廣厚称辞所啓矣。と見え。古事記。天香山之五百津真

賢木矣。根許士爾許士而。於上枝取著八尺勾聰之五百津之御
 須麻流之玉。於中枝取繫八咫鏡於下枝取垂白丹寸手青丹寸
 手而。此種物者。布刀玉命。布刀御幣登取持而。天兒屋命。布刀
 詔刀言禱白而。と有を合せ考ずく文を成せり。但し書紀の懸
 語拾遺の神鏡とあり。序のゆゑに拾遺の冷太玉命持
 持持讀亦令天兒屋命相副祈禱とあるを非なり。此れ上より引
 る第三の一書に文を心得誤れるより出づる説あるは。引
 ○はて古事記よ。取垂青丹寸手白丹寸手と有を。書紀よ懸以
 木綿とあり。二種を考へて由布といふこと知べし。記傳
 よ委く考へ記さ。はれど木綿といふこと紛は。假名
 記し終。○神祝祝之也。前段より引一書よ依て記せり。

○第五十四段

此段、爾と云々。隱立磐戸之側而と云々。天石窟段、正書
 聚常世之長鳴鳥使互長鳴。亦以手力雄神立磐戸之側而。と
 有を採。其訓を用ひて文を成し。今世鳥名子長鳴之縁也。と
 云こと。神祇本源よ。此段の長鳴鳥のこと。古語云今世號
 鳥名子長鳴縁也。とあるを採れ。○はて常世長鳴鳥の夏古
 事記書紀ともぬ。思兼神の思謀あり。最初の処に記し
 られど。文の連ハ。必此小在べき事なり。とく事状を案ひ辨ふ
 手力男神云々。手力男神云々。書紀よ。長鳴鳥云々のは。次
 にあるを宜られど。餘の諸事なり。前よあるをいふなり。此

古事記よ。天手力雄神隱立戸掖而。天宇受賣命云々。此の
故今はこれに... ○以天宇受賣命と云々。以下
は。上代本紀也。此を所謂御鎮坐本記なるを。北畠親房凡神樂
ノ起。猿女君祖天鈿女命。抹天香山竹。其節間雕風孔通和氣。世
類也。亦天香弓興並叩弦。今世謂和木。合。而備安樂之。嚴云
云と見え。本朝事始。和琴也。麻。上古天津神樂奏。令加奈止
美乃命製之。但横雙六張弓。以狙乃乎賀世緒。茅以須雅乃。葉左
右乃手奏云々。有須賀加幾乃調。以此為濫觴也と見え。古の書
信西の撰。書。予。見。後人の綴成。物と見。然
と全書あり。偽書あり。其を以呂波字類抄。其。事
五百年来のり。以前の書ども。引用ひ。文脈も。事

も。く。符。を。も。知。れ。り。此。を。偽。書。なり。と。用。ひ。は。る
人。も。の。思。慮。乃。委。す。り。當。時。の。事。識。人。は。さ。し。を。思。ひ。通。し
所。思。ふ。説。き。も。見。ゆ。る。當。時。の。事。識。人。は。さ。し。を。思。ひ。通。し
る。然。る。説。き。を。悟。る。べ。し。信。西。ハ。當。時。の。博。士。と。聞。え。ま
る。く。文。字。の。轉。倒。を。悟。る。べ。し。信。西。ハ。當。時。の。博。士。と。聞。え。ま
傳。く。を。抄。出。る。大。抵。古。き。書。ハ。文。字。の。轉。倒。常。なる。を。そ。の。終
採。れ。る。と。見。え。り。其。の。所。で。信。西。ハ。新。書。家。文。なる。神
む。と。お。ぼ。ゆる。處。に。お。も。さ。る。事。の。無。し。を。思。ひ。證。は。し。し。神
祇。本。源。也。此。時。に。神。樂。事。を。記。せ。る。處。也。古。語。云。人。長。者。天。鈿
女。命。也。云。々。御。琴。神。金。鷄。命。孫。長。白。羽。命。也。用。天。香。弓。六。張。叩。絃
也。即。高。幡。上。金。鷄。居。因。以。象。故。名。之。鷄。琴。也。今。世。号。和。と。り。ひ。亦
分。色。鷄。飛。来。于。弓。弭。其。鷄。煨。状。如。流。雷。由。是。作。其。尾。形。也。と。も。見
上。件。神。祇。本。源。に。記。せ。る。傳。也。元。々。集。中。も。見。え。る。と。互。に
入。混。ひ。亂。る。文。の。あ。ら。を。彼。此。合。せ。見。て。引。き。な。り。其。は。神
祇。本。源。ハ。後。醍。醐。天。皇。元。應。二。年。度。會。家。行。神。主。に。著。せ。る
書。あり。を。彼。元。々。集。中。此。書。を。借。覽。て。書。れ。る。物。形。る。こ。も。本

源の奥書あり。知康富記。大炊御門殿被仰云。和琴天照大神
若戸出給候時。神樂器也。並弓六張。彈之。依之有六弦云。と見
ゆ。鴨長明が無名抄。此等を察合せ。深く考りて記せるなり。
今、世古傳の徒など。類の書をとり。取も見ゆ。しを元書に。
て。云ひ。鶴さむと。思慮の至らざるなり。しを元書に。
長白羽命を金鷄命孫とあるを。其子と記る由を。加奈止美命
やぐく天日鷲命なり。長白羽命やぐく其子坐むなり。其由
傳よ委く
註せし。

○第五十五段

此段於是天宇受賣命より。共咲矣。と云。古事記。天宇受賣
命。手次繫天香山之天之日影。而為髮天之真折。而手草結天香

山之小竹葉而於天之石屋戸伏汗氣而踏登杼呂許志為神懸
而掛出宵乳裳緒。懸垂於蕃登也。爾高天原動而。八百萬神共咲
有を本採りて記せるの中に。日陰を髮は真折を手次と
替る由を。籬を手次を用ひし。と云。書紀。後世おで神事を
全此段の故変り因り。萬を用らむ。こと形るに。後あを日陰
手次と云。こころ。凡そ物見見え。万葉延喜式其餘の書あり。
も。日陰鬘の有り。却て真折鬘と云。あやも見え。奇な
蔓草なる故なり。頭は垂る。師に言れ。如く。爰は縣居大
人説ふ。記紀と本本を真折を手次と。日影を鬘と。してと
有るを。後誤りて。右の如く日影を手次と。真折を鬘と。

是書る形り。真折を長く強き物なり。手次と云づく。日影を
弱き物あり。手次め堪へず。と云れハ然る言わ。此
此を互に紛れ誤るもの有り。師も真折の手次といふこ
云々。これなほ疑をいと。其は高橋氏文。磐鹿六馬命
此。白蛤を贈り料理する。此状を記し。取日影互為纏云々。
麻作氣甚乎多須岐尔多須岐互とあり。此文年中行事。是
此所の文。互に紛れ誤る。灼々を改め。日陰を髪
とせしむ。此ま祢く古書に見え。疑をこれを取り。して
元書は。天真折と此と有。天香山之天真折と云けるは。書
紀。正書。以天香山之真坂樹為髪とあり。にこれ。樹とあり

坂字は山陰あり云々。如く非なり。今本は字に誤り。マ
サカキと訓れど。古本あり。マサキ。此も坂字の誤り。取
ることを知し。持鐸著之矛而纏之。古語拾遺。天鈿
女命手持著鐸之矛と見え。書紀。天鈿女命則手持茅纏之。稍
とあり。二此傳ともに合せ。文と成し。但し師説。書紀
同物。解れ。其由。古史傳。いへ。石屋戸前。こ
此前。字元書にあり。書紀古語拾遺。採て加す。○奉庭燎
是。古語拾遺。採れ。○云比登布多美用。伊都牟由那。夜許
許能多理。毛く智用。呂都而。一。二。三。四。五。六。七。八。九。十。百。千。萬
云て。此時宇受賣命のかく言ひて舞。後守由は。お
古語拾遺。凡鎮魂之儀者。天鈿女命之遺跡と見え。これ

鎮魂祭の儀も。此段の故事より起るる形も論なくは
其式を貞觀儀式に載せしむる小。大藏錄以安藝木綿一枚實
於莒中進置伯前御巫覆宇氣槽立其上以拵撞槽每一度畢伯
結木綿訖御巫舞訖次諸御巫猿女舞畢と見え江次第小も神
祇官雅樂寮神樂次御巫衝宇氣次神祇官一人進結系於葛篁
自一至十此間女官藏人開御衣篁振動神琴師彈和琴衝宇氣
神遊之儀也神代卷宇
賢木衝船也結系自一至十。此御巫猿女は共元
多宇受賣命の裔に仕奉れる職なり。然るを後めを他氏より
遺す鎮魂之儀者天鈿女命之遺跡然則御巫之職應在旧氏而
今所選不論他氏所違元也といひ臨時祭式も凡御巫取鹿女
堪事充之但考選准散事宮人に見ゆるを合せ考て知し
記傳も猿女氏を尋常の姓に如く必しも其子孫を非ざれ

ど此職業を相嗣て仕奉る女等を猿女君と云ふ此神を祖神
とせざるかやありむと云れしを委し其由古史傳より云と
見ゆ天孫本紀小鎮祭之日猿女君主其神樂奉其言大謂一二
三四五六七八九十而神樂歌儻と見えあり此を上引る貞
觀儀式江次第此文と考へ合せ御巫の宇氣槽に立て拵ゆ
く撞く時よ一二三四云くと云ふを知られ。此二とりの毎よ
系と結ひ終る。それ即ちの時宇受賣命此の言るは扱れる
儀あるこそ鎮魂之儀者天宇受賣命之遺跡と云るに思ひ合
せて知られあり。故此所採る加一終る。一より十までの正訓
えとるを採る其訓にちよとて六言しつて此を本に決り毛
三句の歌あることを知れるあり。六言四句の神言は諷ひ坐る謠なる
智用呂都て語も有る。六言四句の神言は諷ひ坐る謠なる

が。此よりゆりて。大御神を石屋戸を出御せむ。称美傳ふこと此極ある故也。天上より。常に称唱すりし言なれり。終に數の印とを為しむと。おぼゆる。毛く智用呂都てし一句此漏るひし。職負令集解。鏡速日命自天降時。天神授瑞宝十種云。教道曰。若有痛所者。合茲十宝。一。二。三。四。五。六。七。八。九十云。而布瑠部。由良。由良止布瑠部。如此為之者。死人返生矣。此事天孫本紀。初見ゆ。と詔すると有る。考ふるに。鎮魂祭。宇氣槽を撞く數を十種宝の數に合せしむ故也。たの終るに毛智用呂都てし一句を省りしむ。故此意を得る。慎と畏と。こは一句を補ふ。其は皇國の數に名を。一。二。三。四。五。六。七。

八九十百千萬少多盡と。此數名に漏るべき由なく。毛智用呂都といふ言は。比登布多美用云の句に合せしむ。此所の故事に合へれむ。其由古史傳に註して謠する故也。眞假名に書るなり。○相共歌舞を。古語拾遺に採れる。○是俳優者神樂之起也。この時此俳優の神樂に起なるあり。ハ。諸書に見えし論也。

○第五十六段

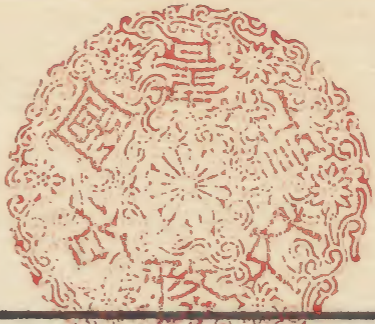
此段於是と云ふ。勿還入坐矣と云ふ。古事記に。前段小引る文の聯。於是天照大御神以爲怪。細開天石屋戸而内告者。因吾隱坐而。以爲天原自間亦葦原中國皆闇矣。何由以天宇

受賣者為樂亦八百萬神諸咲爾天宇受賣白言益汝命而貴神
坐故歡喜咲樂如此言之間天兒屋命布刀玉命指出其鏡示奉
天照大御神之時天照大御神逾思奇而稍自戸出而臨坐之時
其所隱立之天手力男神取其御手引出即布刀玉命以尻久米
繩控度其御後方白言從此以內不得還入と有を本よ採りて
記せるの中に亦聞者と云より詔之而と云ふを天石窟段
第三此一書よ於此天兒屋命云々廣厚稱辭祈啓矣于時日神
聞之曰頃者人雖多請未有若此言之麗美者也乃細開磐戸而
窺之と有を採りて文を成せしめ○噓樂遊は元書よ歡喜咲樂と
あるを記傳よ歡喜咲の三字を惠良岐と云ふ樂を阿蘇夫

訓れしに從きて噓樂字と書紀よと遊字を加へて文を
成し後其由を古史傳を○あゝ天兒屋命布刀玉命指出其鏡
と有を太玉命比名の記せる上文よ兒屋命ハ太詔戸言
禱白と見え太幣を布刀玉命の取持しとあるは兒屋命比
鏡と指出むら覺束あり○引開其石戸は本よな
紀よ書紀一書古語拾遺共侍磐戸側則引開之者と有る依
て補記しそは此語あきて石戸開と申は御名よ叶えられ
あり手カ男神やうて石戸別神○中臣神忌部神あゝ元書
小布刀玉命と有る尻久米繩を控度さむを必二人
てあるはこれ神代紀正書よ中臣神忌部神則界以端出之

繩ナヲとあるに依て記せし。○是時と云々以下は。天石窟段第
二此一書採て記せり。○或人問此段兒屋命の祝詞と。宇受
賣命ウズメノミコトに俳優ハヤシと感坐カクマし。出御イデミの趣カマを合せ記せり。さうい
が小覓オホ。然カ。祝詞ノリトは感カて出御イデミとあるも。俳優ハヤシはゆづ
出御イデミとあるも。各々異オホなる傳トなり。此二更タは感カ多タゆづるに
を有レまどくれをゆづり。答コタふこと。祝詞ノリトと俳優ハヤシと感カけし。出
御イデミと疑ヒふ。その首卷ウツマキの中ナカに云ハく。凡スベて神代の故事コトは
中ナカに甚シき異説オホもあれど。その希ヒあるはとゆふ。多くは彼カれ
漏モシる更タは此コに傳トり。此コに漏モシる説トは彼カれ傳トるより。精密コマカ
に考カるるときは。おほうウと一條ヒトスヂみ結ムスむと。彼カ、廣成宿禰ヒロシゲノスネに。貴賤ケイケン

老少ラウショウ口コに相傳ニヒ。前言マコト往行ウキヨウ存ゾ而不忘シと云ハれし。實然ゲニサるこ
と。ぞ思オモふ。其ソノ古事記コトギキ。天兒屋命アメコヤノミコト。布刀詔フツノミコト。戸言トコト。禱ノリ白而シラシラ。
其ソノのみ有リて。其ソノ祝詞ノリトは感カ多タゆづることを記シさし。ゆづるは。禱ノリ
白而シラシラ。天手力男神アメテカラノカミ云々。天宇受賣命アマウズメノミコト云々。八百萬神ヤホウマンノカミ共トモ咲サキ。於是ココニ天
照大御神アマテラスノミコト以為怪オモヒシヤキ云々。とう然カと行ユクべき文章フミは勢氣イキカヒ小引ヒカ。
それ太祝詞フタノリトは感カ多タゆづる言漏イヒセラシるも。此コあり。古事記コトギキに
ゆづる文勢フミノイキあとに多タし。津ツ比賣神ヒメノカミとある。又マタ字ジのこを論ロず
る説トも思オモひ合ア。此コ時トキ祝詞ノリトは感カ多タゆづる。後ノチ世ヨも。此コ
時トキの由ユに依リて。祝詞ノリトは中臣ナカノミに職シヨクとさへあれるものや。あ
宇受賣命ウズメノミコトの俳優ハヤシは感カ多タゆづる。ゆづるも更サあれど。此コは神カミ



樂歌舞の起元あると。右の祝詞ノリトは感多タふへるとある傳ハあり。
 俳優ワガヲキの事見えぬ。此コを祝詞ノリトの事と。むねと語カタを傳ハふれを形カり。
 此レのこゝろに。古事記書紀古語拾遺ウラナヒのひみヒミ洩ヒラゆる夏ナツ比ヒ多タ
 ころの中ナカみ。石廬段イハヤノの事實コトと。古語拾遺ウラナヒとに委タテマられど。それ
 中ナカもかほ洩ヒラゆる事コトあり。それ洩ヒラゆる傳ハの有アらむコトぎり。見
 得ミらむコトあり。こゝろに考カガへて。記キに聚アツりむと為スるぞ。此レ成文ナリを
 撰エラげル本意ホンイありク系ケイ。既イく師シ翁ウラハシも。神樂カグラの取物トリモノあり種クサダあり。
 凡オヨそ後世オノノミ神事カミマタヒにあるコトや。大氏オホウヂ此段コトワザの神遊カミアソビ乃事態コトワザの遺ノコれ
 るあれど。かほさ洩ヒラぐコトの夏ナツは有アらむコトを。古事記コトワザ中ナカの書紀シキありと。
 多く略ワカきてぞ傳ハふコトありむと云イれあり也。

